

第3期島牧村 子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

島 牧 村

目 次

| | |
|---------------------------------|-----------|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨..... | 1 |
| 2 計画の位置づけ..... | 1 |
| 3 関連計画との関係..... | 2 |
| 4 計画の期間..... | 2 |
| 5 計画の策定方法..... | 3 |
| 第2章 こどもと子育てを取り巻く環境 | 4 |
| 1 人口と世帯の状況..... | 4 |
| 2 産業・就労の状況..... | 8 |
| 3 子育て支援の状況..... | 9 |
| 4 ニーズ調査からみたこどもを取り巻く環境..... | 11 |
| 第3章 第2期計画の実施状況 | 19 |
| 1 児童数の状況..... | 19 |
| 2 教育施設（幼稚園・認定こども園）..... | 20 |
| 3 地域子ども・子育て支援事業の実施状況..... | 21 |
| 第4章 計画の基本的な考え方 | 25 |
| 1 基本理念..... | 25 |
| 2 基本目標..... | 26 |
| 第5章 子ども・子育て支援事業計画 | 27 |
| 1 子ども・子育て支援サービスの全体像..... | 27 |
| 2 教育・保育提供区域の設定..... | 28 |
| 3 児童人口の将来推計..... | 29 |
| 4 教育・保育事業の量の見込みと確保方策..... | 30 |
| 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策..... | 32 |
| 6 教育・保育の一体的提供の推進..... | 39 |
| 7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施..... | 39 |
| 8 関連施策の推進..... | 40 |
| 第6章 計画の推進体制 | 42 |
| 1 計画の推進体制..... | 42 |
| 2 計画の点検・評価・改善..... | 42 |

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、わが国の子ども・子育て支援は新制度に移行することになり、更に令和5年4月1日に施行された「こども基本法」では、次代の社会を担うすべてのこどもが将来にわたって幸福生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されており、子ども・子育てに関する支援対策は新たなステージへと進んでいます。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられており、本村においても令和2年度に「第2期島牧村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、村内のすべてのこどもが等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境の整備に努めてきました。

「第2期島牧村子ども・子育て支援事業計画」は令和2年度から令和6年度までを計画期間としており、令和6年度に計画が終期を迎えることとなるため、制度改革や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映した「第3期島牧村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとします。

2 計画の位置づけ

「第3期島牧村子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、「次世代育成支援対策推進法」第8条における「次世代育成支援市町村行動計画」を一体的に策定することとします。

| 根拠法 | 子ども・子育て支援法 | 次世代育成支援対策推進法 |
|-------|--|--|
| 市町村計画 | 市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり) | 次世代育成支援市町村行動計画 (策定義務なし) |
| 性格特徴 | ○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画 | ○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「島牧村総合計画」の子ども・子育て支援に係る分野別計画 |



一体的に策定



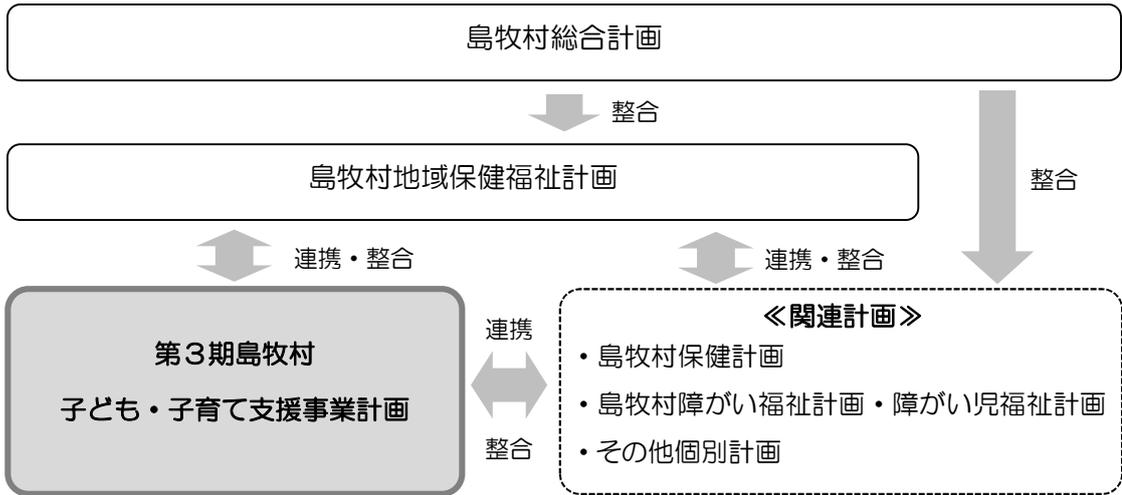
第3期島牧村子ども・子育て支援事業計画

3 関連計画との関係

本計画は、「島牧村総合計画」及び「島牧村地域保健福祉計画」を上位計画とし、島牧村における子ども・子育て分野の個別計画として、計画期間における子育て支援サービスの需給状況や子育て関連施策の推進を図るために策定するものです。

また、本計画の策定にあたっては、関連する個別計画との整合性に配慮します。

■他計画との関係（イメージ）



4 計画の期間

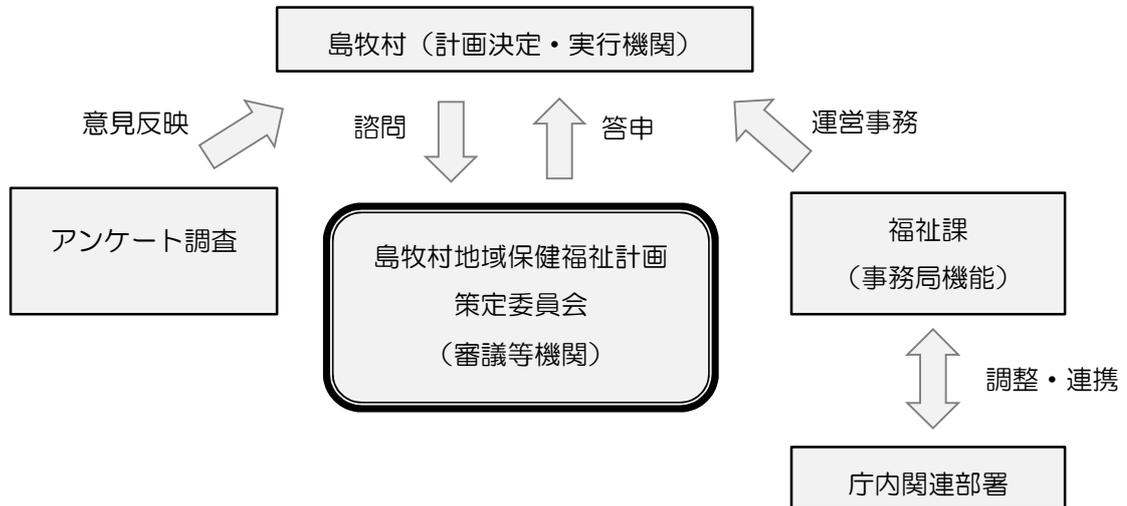
第3期島牧村子ども・子育て支援事業計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じて計画期間中に見直しを行う場合もあります。

| 令和 | | | | | | | | | | |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|---------------------|-----------|-----|------|------|--|
| 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | |
| 第2期島牧村子ども・子育て支援事業計画 | | | | | | | | | | |
| | | | | 見直し | 第3期島牧村子ども・子育て支援事業計画 | | | | | |
| | | | | | | 必要に応じて見直し | | | | |

5 計画の策定方法

(1) 島牧村地域保健福祉計画策定委員会

本計画の策定にあたっては、「島牧村地域保健福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての審議を行いました。



(2) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートの実施

島牧村の子ども・子育てに関する実態とニーズを把握するため、小学校就学前の子ども及び小学生の保護者を対象に実施しました。

| | |
|------|--|
| 調査対象 | 令和6年7月1日現在 村内在住の就学前及び小学生のお子さんがあるすべての保護者 |
| 調査期間 | 令和6年7月16日～8月16日 |
| 調査方法 | 郵送法（郵送による配布・回収及び、WEB上での回収） |
| 配布数等 | 配布数：59票、回答数：35票（回収率：59.3%） |

第2章 こどもと子育てを取り巻く環境

1 人口と世帯の状況

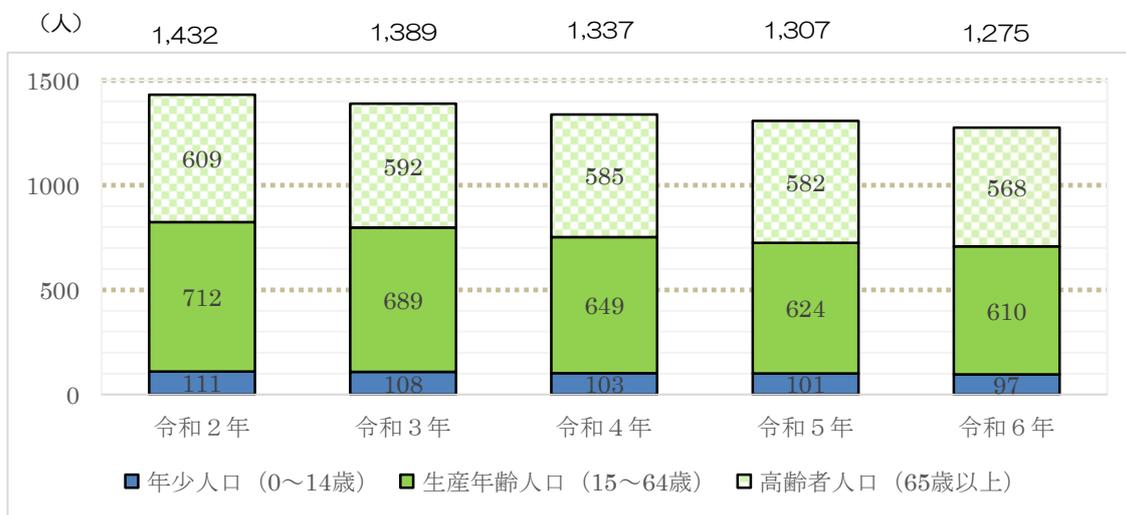
(1) 人口の状況

本村の総人口は減少を続けており、令和2年の1,432人と比べると令和6年は1,275人で157人（10.9%）の減少となっています。

年齢3区分別の人口をみると、いずれの区分も減少しており、令和6年の年少人口（0～14歳）は97人となっています。

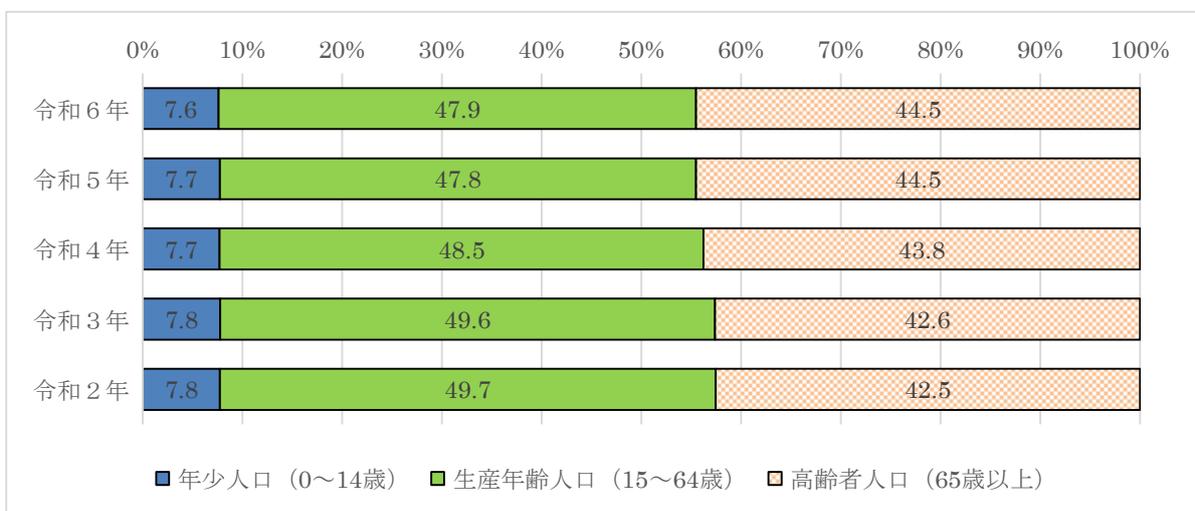
年齢3区分別の人口構成比は令和2年から令和6年にかけて大きな変化はありませんでした。

■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢3区分別人口構成比の推移

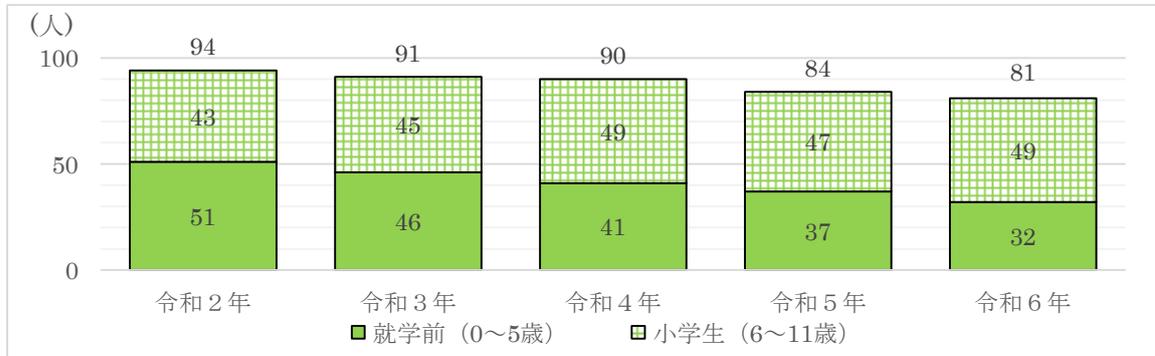


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 児童人口の推移

就学前児童（0～5歳）の人口推移をみると、令和2年から減少が続いており、令和6年には32人となっています。小学生（6～11歳）の人口は多少の増減はあるもののおおむね横ばいです。

■児童数の推移と推計



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 出生の状況

住民基本台帳で出生数の推移をみると、令和元年は10人（6.8%）、その後増減を繰り返しつつ減少傾向となり、令和5年は5人（3.8%）の実績となりました。

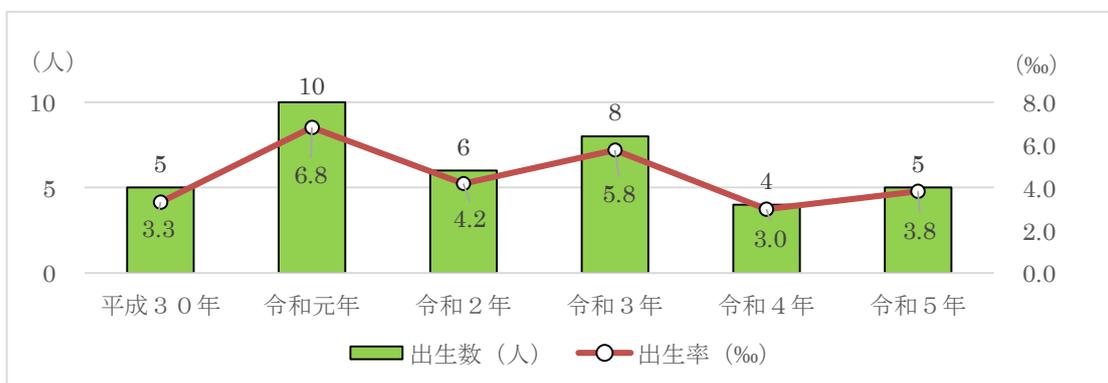
■出生数・出生率の推移

単位：人、‰

| | 人 口 | 出生数 | | | 出生率 |
|------|-------|-----|---|---|-----|
| | | 総数 | 男 | 女 | |
| 令和元年 | 1,467 | 10 | 7 | 3 | 6.8 |
| 令和2年 | 1,432 | 6 | 4 | 2 | 4.2 |
| 令和3年 | 1,389 | 8 | 6 | 2 | 5.8 |
| 令和4年 | 1,337 | 4 | 3 | 1 | 3.0 |
| 令和5年 | 1,307 | 5 | 4 | 1 | 3.8 |

資料：住民基本台帳

※出生率は、その年の出生数を人口で除し、千を乗じた数‰（パーミル）＝1000分の1を1とする単位



(4) 母親の年齢階級別出生数

母親の年齢階級別出生数は、25～29歳での出生数が多く、その割合も多くなっています。

■母親の年齢階級別出生数

単位：人

| | 15～19歳 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 令和元年 | 0 | 1 | 3 | 0 | 5 | 1 | 0 |
| 令和2年 | 0 | 0 | 2 | 3 | 1 | 0 | 0 |
| 令和3年 | 0 | 0 | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| 令和4年 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 令和5年 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 1 | 0 |

資料：島牧村

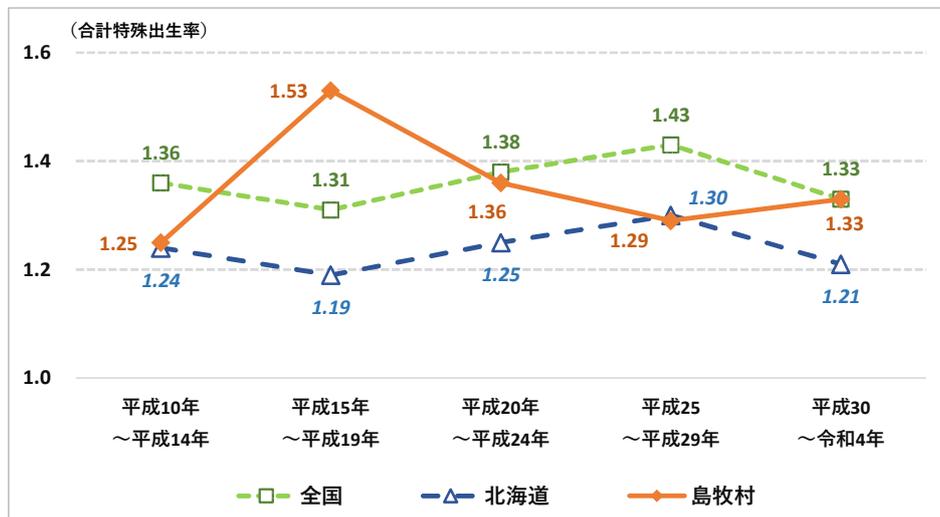
■母親の年齢階級別出生割合



(5) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産むこどもの平均人数）の推移は、女性人口が少ないことから増減が大きくなっているものの、平成30年～令和4年は全国平均と同数値であり、北海道の平均値を大きく上回っています。

■合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計

(6) 世帯の状況

住民基本台帳による世帯数は減少が続いており、令和6年は756世帯となっています。総人口を世帯数で割った世帯あたり人員は、令和2年の1.76人からゆるやかに減少しており、世帯規模の縮小がみられる状況です。

■世帯数等の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(7) 家族類型別世帯割合の推移

国勢調査で家族類型別世帯数をみると、一般世帯総数のうち18歳未満のこどもがいる世帯数は減少しています。18歳未満のこどもがいる世帯の中では、2世代世帯及びひとり親世帯の割合が増加している一方、3世代世帯の割合が減少しています。

■家族類型別世帯数の推移（一般世帯数のうち18歳未満の児童がいる世帯）

単位：世帯、%

| | 一般世帯総数 | 18歳未満のこどもがいる一般世帯 | | | | | | | | | |
|-------|--------|------------------|------|---------------------|------|-------------------------|------|----------------------------------|------|------------------------|-----|
| | | 総数 | | 核家族世帯 | | | | その他の親族世帯 | | | |
| | | | | 2世代（夫婦と18歳未満のこども）世帯 | | ひとり親（男親か女親と18歳未満のこども）世帯 | | 3世代（18歳未満のこどもを含む3つ以上の世代の親族が同居）世帯 | | 3世代世帯以外で18歳未満のこどもがいる世帯 | |
| 数 | 率 | 数 | 率 | 数 | 率 | 数 | 率 | 数 | 率 | | |
| 平成17年 | 803 | 152 | 18.9 | 86 | 56.6 | 8 | 5.3 | 43 | 28.3 | 15 | 9.9 |
| 平成22年 | 737 | 123 | 16.7 | 72 | 58.5 | 10 | 8.1 | 30 | 24.4 | 11 | 8.9 |
| 平成27年 | 656 | 90 | 13.7 | 56 | 62.2 | 14 | 15.6 | 15 | 16.7 | 5 | 5.6 |
| 令和2年 | 612 | 70 | 11.4 | 53 | 75.7 | 7 | 10.0 | 5 | 7.1 | 5 | 7.1 |

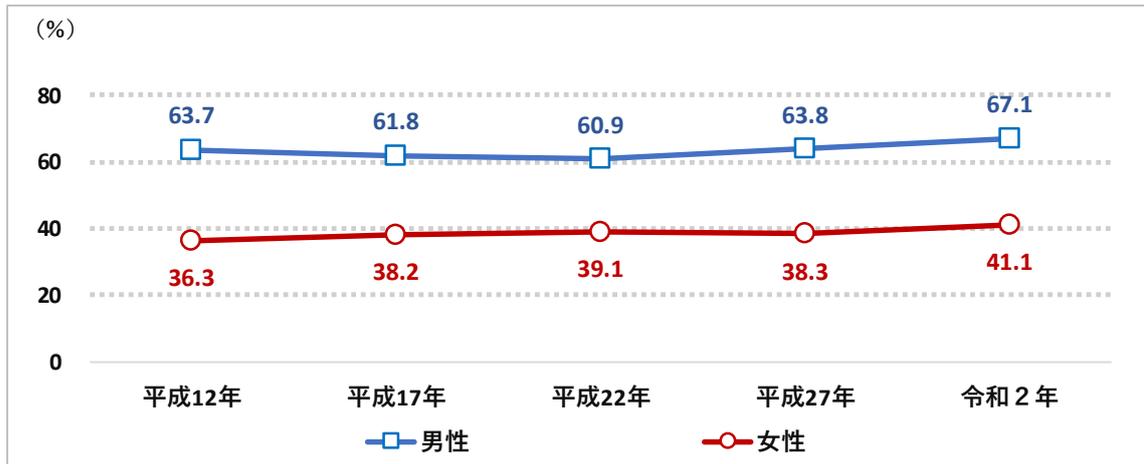
資料：国勢調査

2 産業・就労の状況

(1) 就業率の推移

国勢調査で男性と女性の就業率をみると、男性は60%前後で推移していますが、女性は40%前後で推移しており、男女間に差異がみられる状況が続いています。

■就業率の推移



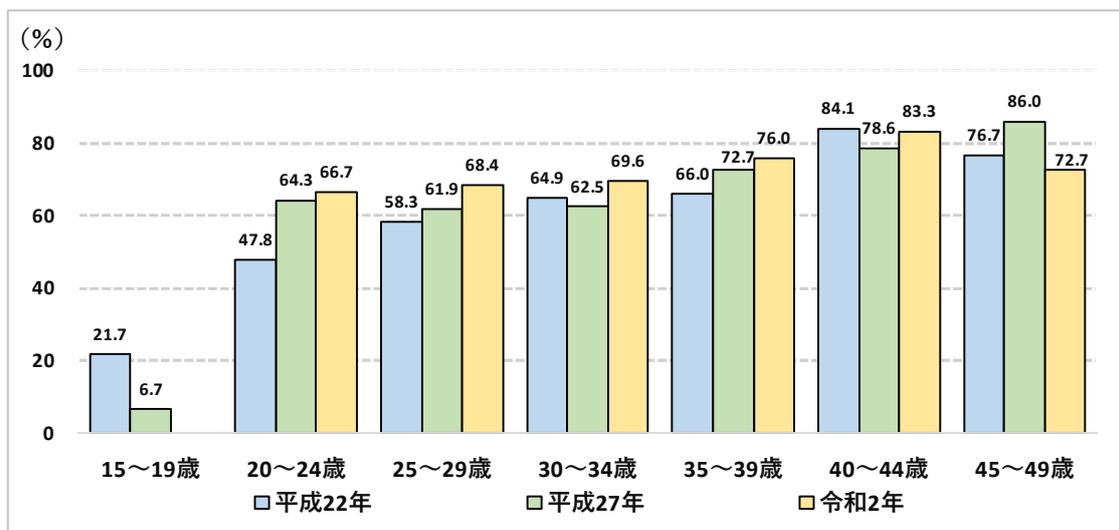
資料：国勢調査

(2) 女性の年齢階級別就業率の推移

女性の年齢階級別就業率の推移は、平成22年から令和2年にかけて、20歳以上の多くの年齢階級で就業率が高くなっています。

令和2年就業率をみると、15～19歳の就業率が0.0%となっています。また、今まで出産・育児等の影響で就業率の低下があった25～29歳も含む多くの年代で就業率が高くなっています。

■女性の就業率の推移



資料：国勢調査

3 子育て支援の状況

(1) 就学前児童の状況

①就学前児童の居場所

令和6年3月31日現在、就学前児童数のうち0歳児は66.7%が保育所に入所していない状況にあります。1歳児以降は保育所に入所する児童が増え、3歳～5歳では100%が入所している状況です。

■就学前児童の居場所

単位：人、%

| | | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
|--------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 保育所 | 人数 | 1 | 6 | 3 | 8 | 4 | 7 | 29 |
| | 率 | 33.3 | 75.0 | 75.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 85.3 |
| 自宅・その他 | 人数 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| | 率 | 66.7 | 25.0 | 25.0 | 0 | 0 | 0 | 14.7 |
| 合計 | 人数 | 3 | 8 | 4 | 8 | 4 | 7 | 34 |
| | 率 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

資料：島牧村

②保育所の状況

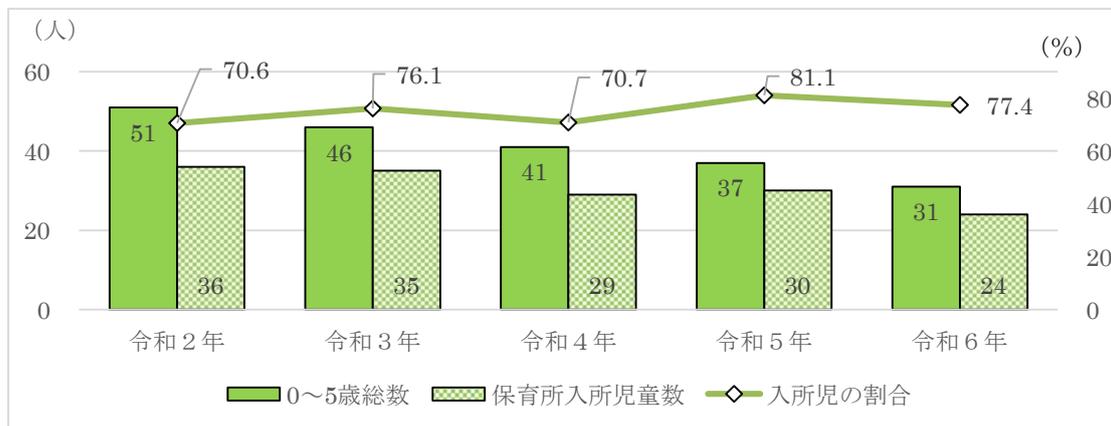
令和6年5月1日現在、保育所（広域入所含む）の入所児童数は24人で入所率は77.4%となっています。令和2年以降の推移をみると、0～5歳総数は減少傾向にありますが、入所児童・入所時の割合については70～80%で推移しています。

■保育所の状況

単位：人、%

| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 0～5歳総数 | 51 | 46 | 41 | 37 | 31 |
| 保育所入所児童数 | 36 | 35 | 29 | 30 | 24 |
| 入所率 | 70.6 | 76.1 | 70.7 | 81.1 | 77.4 |

資料：福祉課（各年5月1日）



(2) 小学生児童の状況

令和6年5月1日現在、島牧小学校の学級数は8クラスで児童数は48人となっています。令和2年以降の児童数の推移をみると、令和6年度までゆるやかな増加傾向にあります。

■小学校の状況

単位：クラス、人

| | | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------|-----|------|------|------|------|------|
| 島牧小学校 | 学級数 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| | 児童数 | 43 | 44 | 48 | 46 | 48 |

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(3) 障がいのあるこどもの状況

島牧保育所では、現在障がいのあるこどもの入所はありませんが、ニーズがある場合には受け入れに向け検討し、体制整備等を行っていきます。また、島牧小学校においては、現在3人が特別支援教育を受けています。

発達支援については、発達に心配があったり障がいがあったりするこども（乳幼児・学齢児）がしりべし学園児童デイサービスセンターに通所し、個別療育を受けており、令和5年度は8名の利用がありました。

■障がいのあるこどもの受け入れ状況（令和6年5月1日現在）

| | 特別支援教育を受けている児童数 | 特別支援学級数 |
|-------|-----------------|---------|
| 島牧保育所 | 0 | 0 |
| 島牧小学校 | 3 | 2 |

資料：島牧村

■児童発達支援センターの利用状況

単位：人

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 児童デイサービス | 4 | 5 | 6 | 6 | 7 |
| 児童の発達支援 | 2 | 2 | 3 | 2 | 1 |
| 児童と家族の相談・生活支援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 6 | 7 | 9 | 8 | 8 |

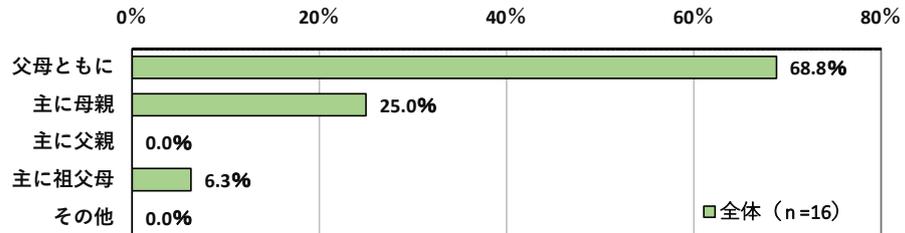
資料：島牧村

4 ニーズ調査からみたこどもを取り巻く環境

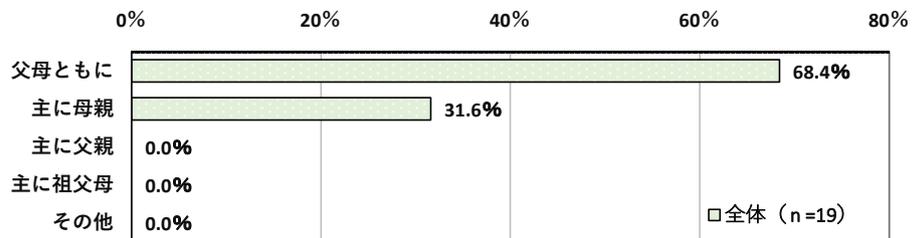
(1) 主に子育て（教育を含む）を行っている人

主に子育て（教育を含む）を行っている人は、就学前・小学生ともに「父母ともに」が最も多く7割近くを占め、次いで「主に母親」が続いています。

《就学前児童の保護者》



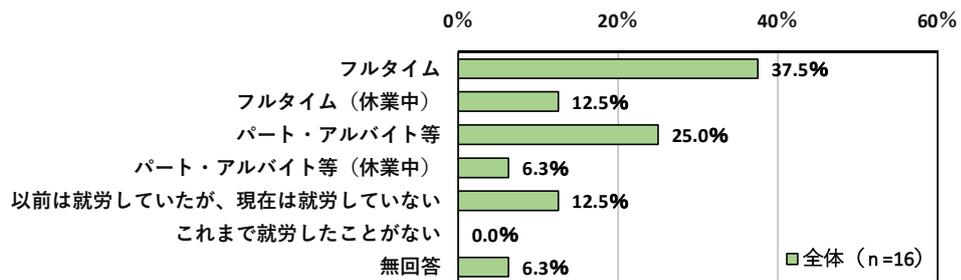
《小学生の保護者》



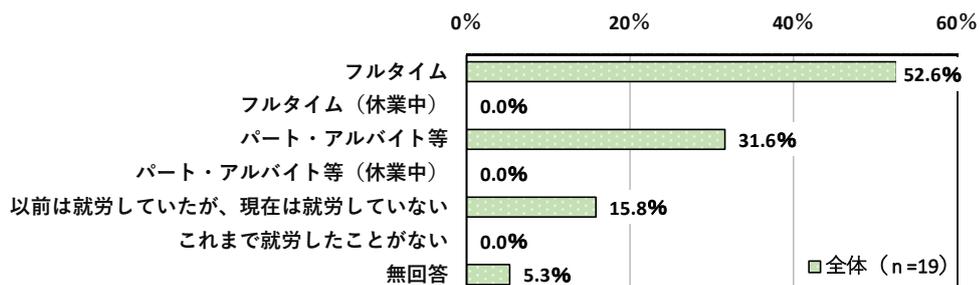
(2) 母親の就労状況

母親の現在の就労状況は、就学前・小学生ともに「フルタイム」が最も多く、次いで、「パート・アルバイト等」が続いています。

《就学前児童の母親》

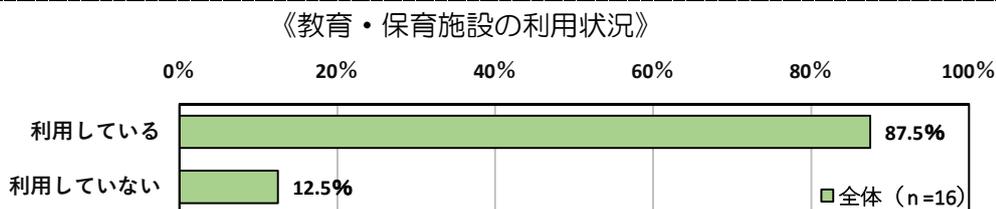


《小学生の母親》



(3) 定期的な教育・保育施設の利用状況（就学前児童）

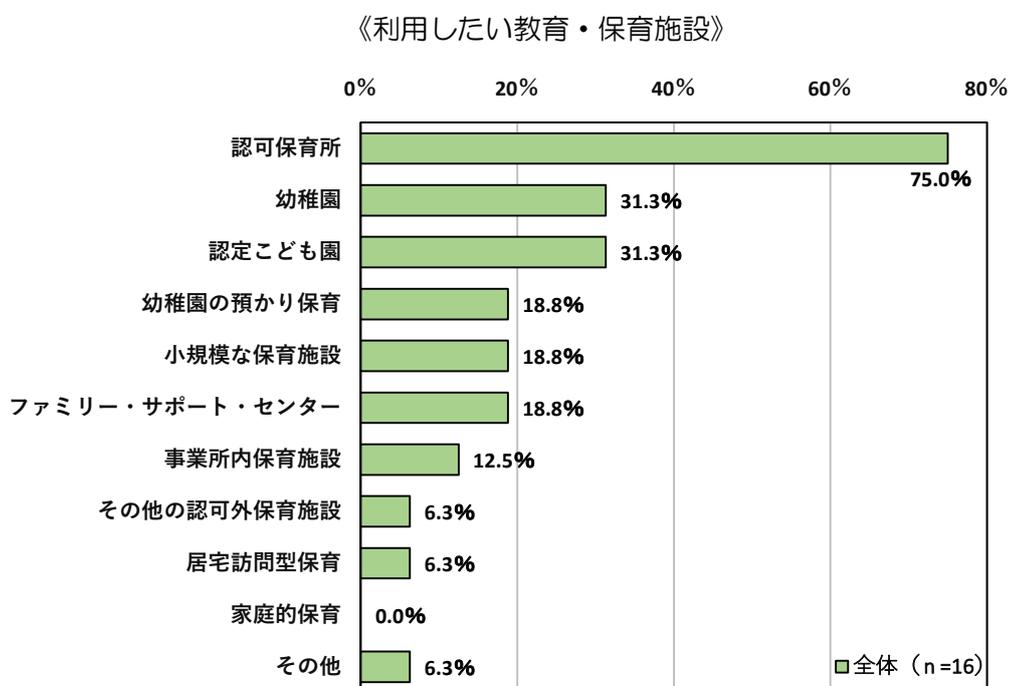
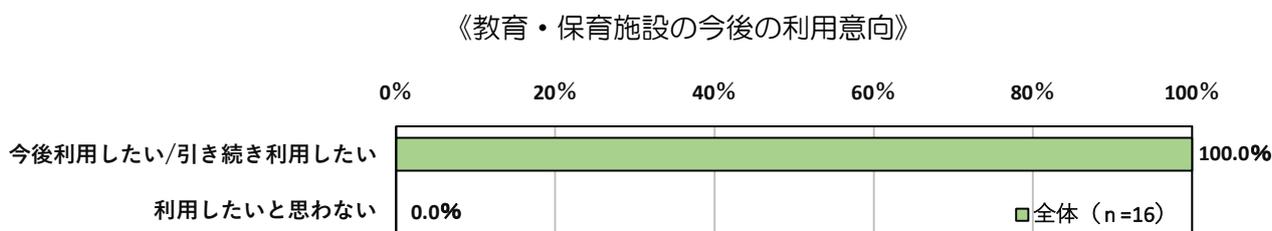
定期的に教育・保育施設を「利用している」人は87.5%、「利用していない」人は12.5%となっています。



(4) 今後の定期的な教育・保育施設の利用意向（就学前児童）

今後の定期的な教育・保育施設の利用意向は、すべての人が「今後利用したい／引き続き利用したい」と回答しています。

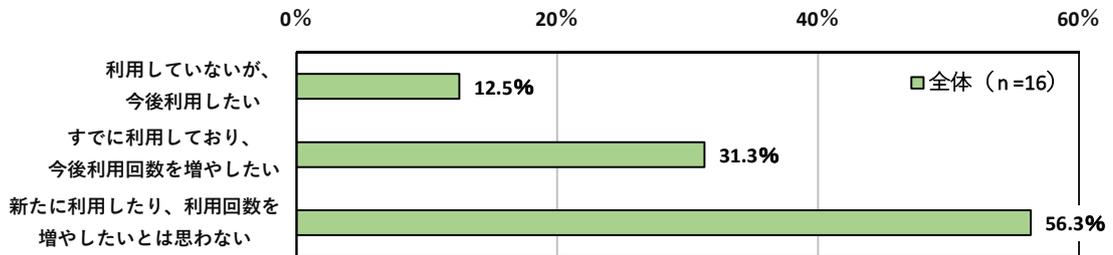
利用したい教育・保育施設は、「認可保育所」が75.0%で突出して多く、次いで「幼稚園」「認定こども園」がともに31.3%が続いています。



(5) 地域子育て支援拠点事業の利用希望（就学前児童）

地域子育て支援拠点の利用希望については、「新たに利用したり、利用回数を増やしたいとは思わない」が56.3%で最も多く、次いで「すでに利用しており、今後利用回数を増やしたい」が31.3%で続いています。

《今後の利用希望》



(6) 病児・病後児保育の利用希望（就学前児童/教育・保育施設の利用者）

教育・保育施設の利用者で、子どもが病気やケガのときに「父親が仕事などを休んだ」「母親が仕事などを休んだ」と回答した人に病児・病後児保育の利用希望をお聞きしたところ、「利用したかった」と回答した人は62.5%となっています。

《利用希望》



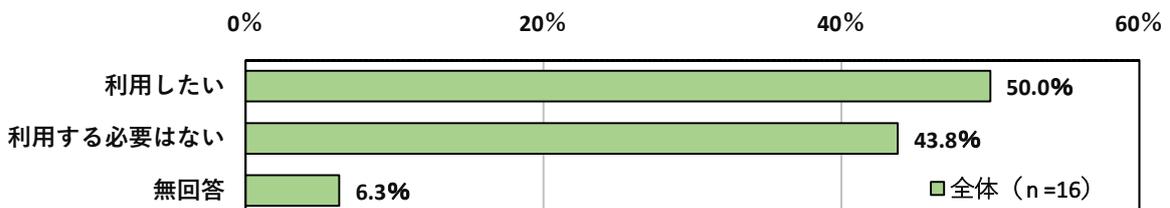
(7) 一時預かり等、不定期に利用できる事業の利用状況等（就学前児童）

私用等で一時預かり等を不定期に利用したことが「あった」人は6.3%（1人）です。今後の「利用したい」人は50.0%、「利用する必要はない」人は43.8%となっています。

《現在の利用状況》



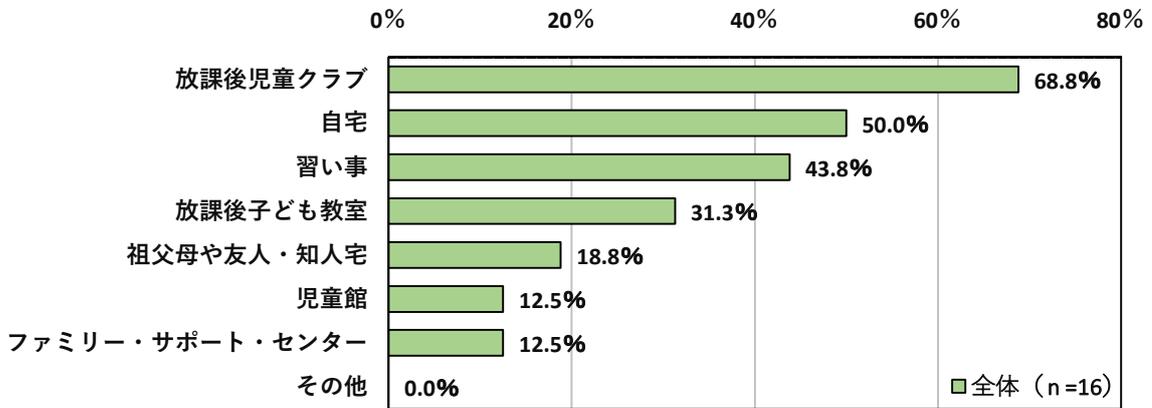
《今後の利用希望》



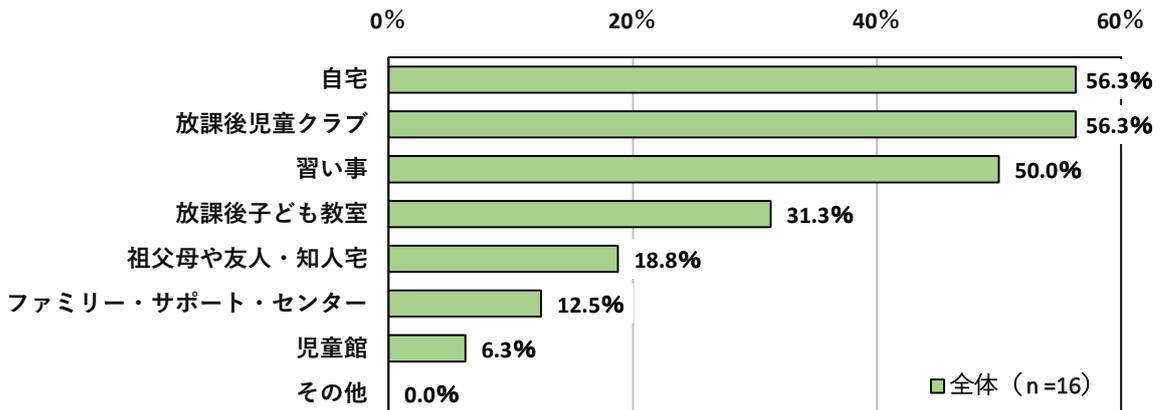
(8) 放課後の過ごし方の希望 (就学前児童)

小学校低学年の間、放課後に過ごさせたい場所をお聞きしたところ、「放課後児童クラブ」が68.8%で最も多く、次いで「自宅」が50.0%が続いています。また、小学校高学年の間では「自宅」「放課後児童クラブ」がともに56.3%で最も多く、次いで「習い事」が50.0%と続いています。

《小学校低学年の間の希望》



《小学校高学年の間の希望》

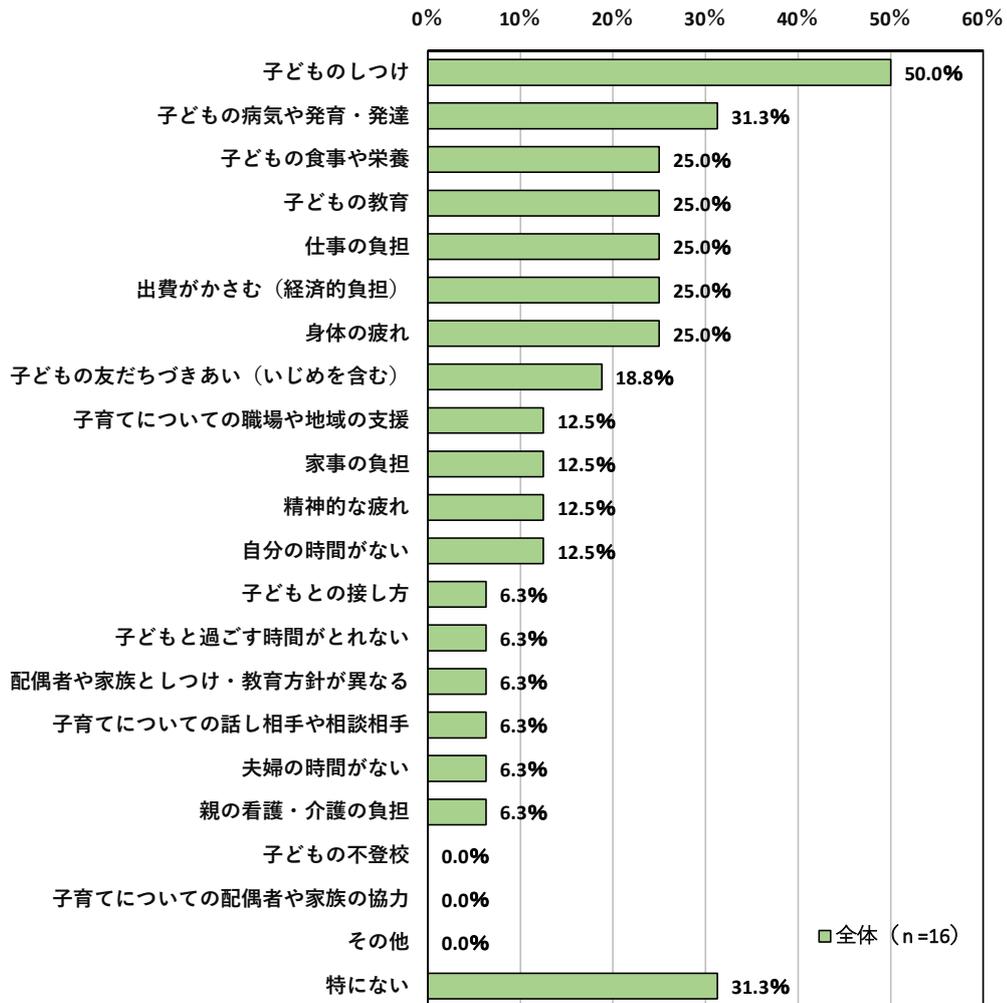


(9) 子どもの教育・子育てについての心配ごとや悩みごと

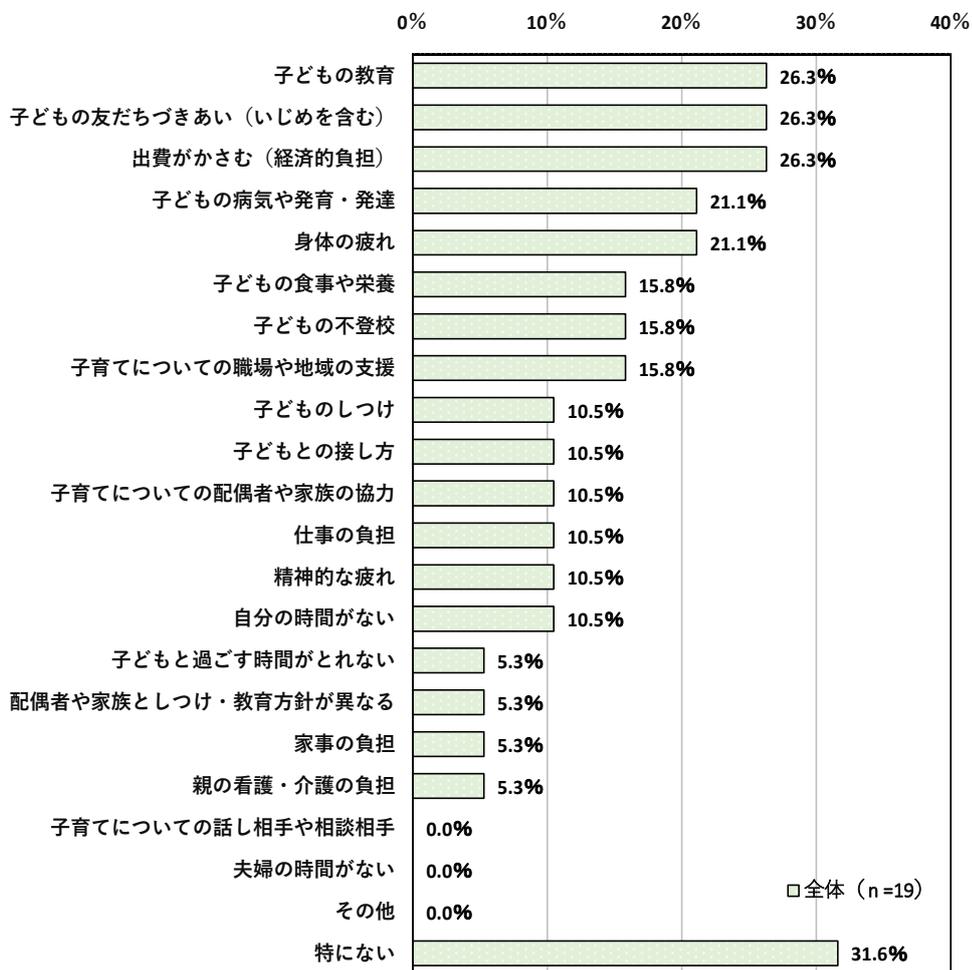
保護者に、子どもの教育・子育てについての心配ごとや悩みごとをお聞きしたところ、就学前では、「子どものしつけ」が50.0%で最も多く、小学生では、「子どもの教育」「子どもの友だちづきあい」「出費がかさむ」がいずれも26.3%で最も多くなっています。

一方、心配ごとや悩みごとが「特にない」と回答した方は就学前・小学生ともに30%以上と高い割合となっています。

《就学前児童の保護者》



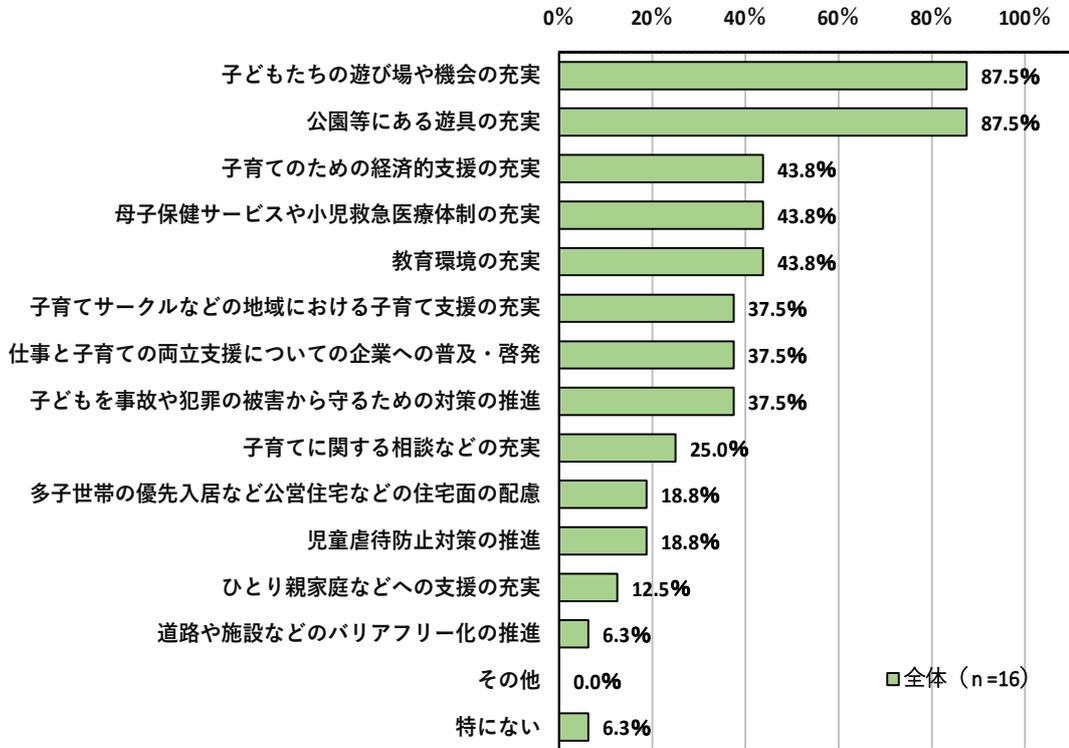
《小学生の保護者》



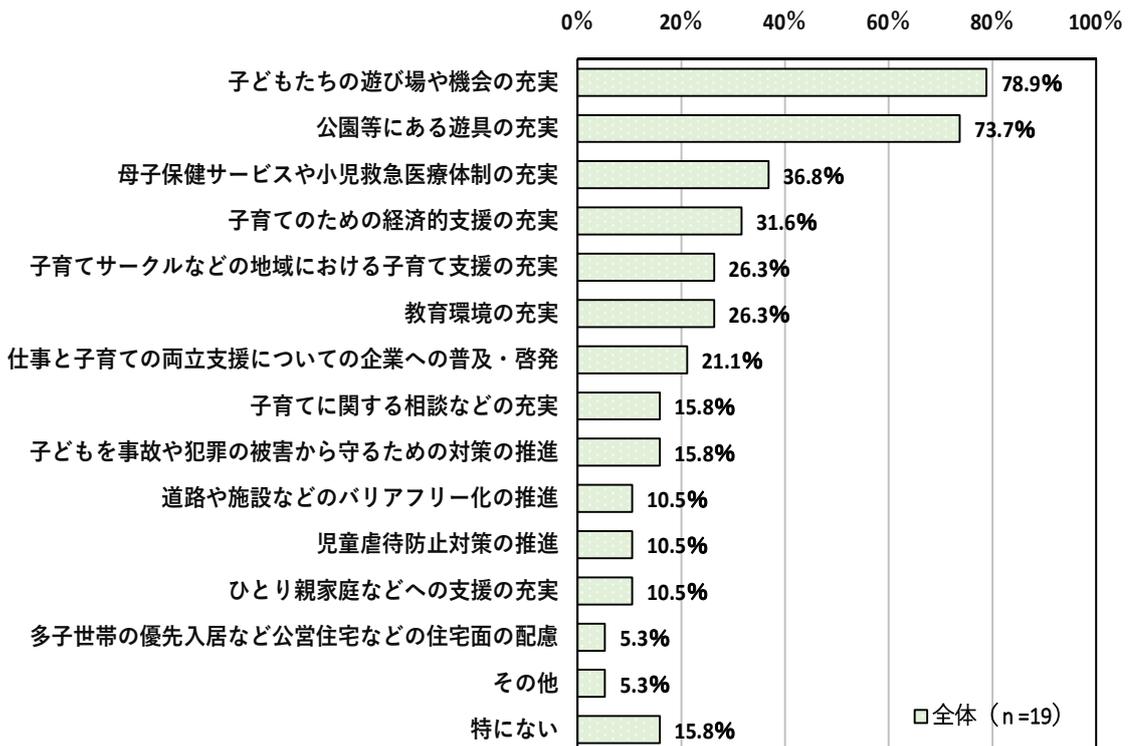
(10) 必要だと思う子育て支援策（保護者共通）

保護者に、必要だと思う子育て支援策をお聞きしたところ、就学前・小学生ともに「子どもたちの遊び場や機会の充実」と「公園等にある遊具の充実」が7割～8割近くを占め、上位2項目に回答が集中しています。

《就学前児童の保護者》



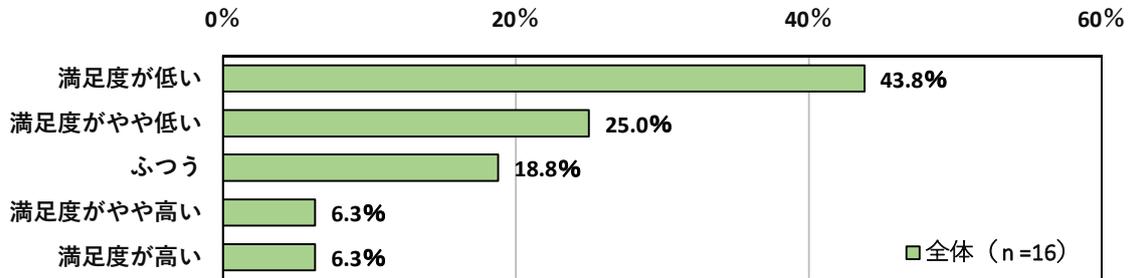
《小学生の保護者》



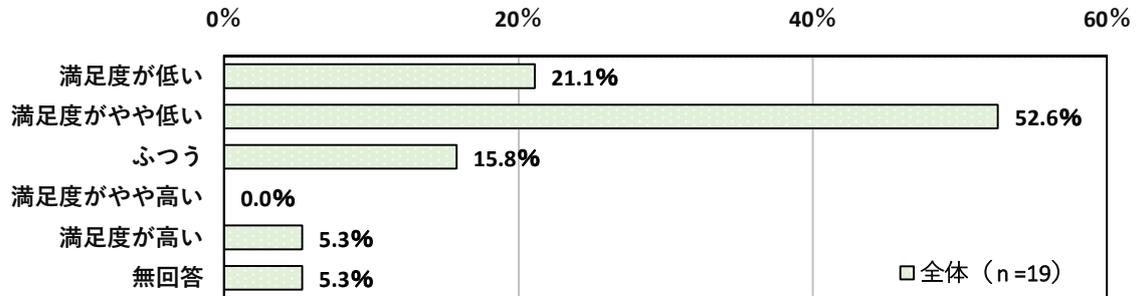
(11) 子育ての環境や支援への満足度

本村の子育ての環境や支援への満足度については、就学前・小学生ともに「満足度が低い」と「満足度がやや低い」の合計は7割近くを占め、不満の割合が高くなっています。

《就学前児童の保護者》



《小学生の保護者》

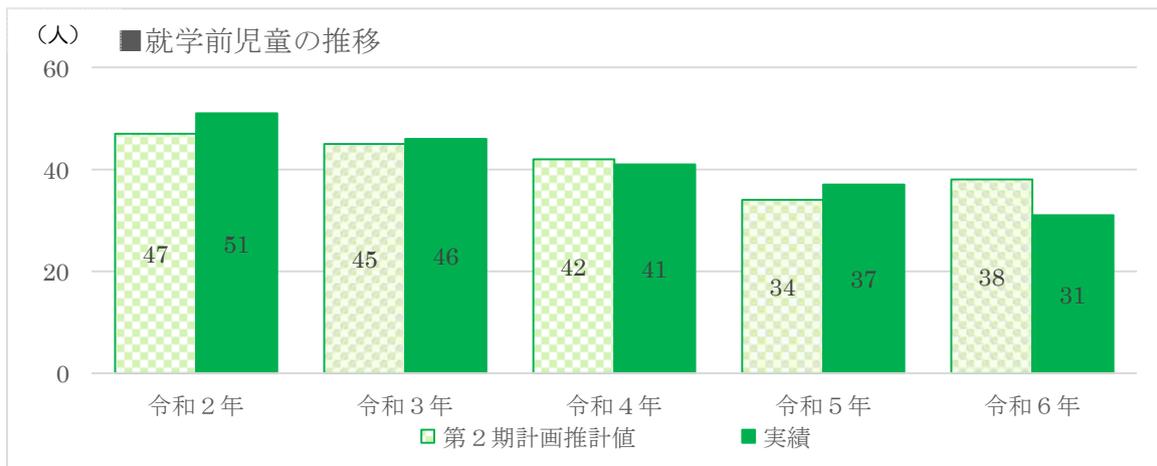


第3章 第2期計画の実施状況

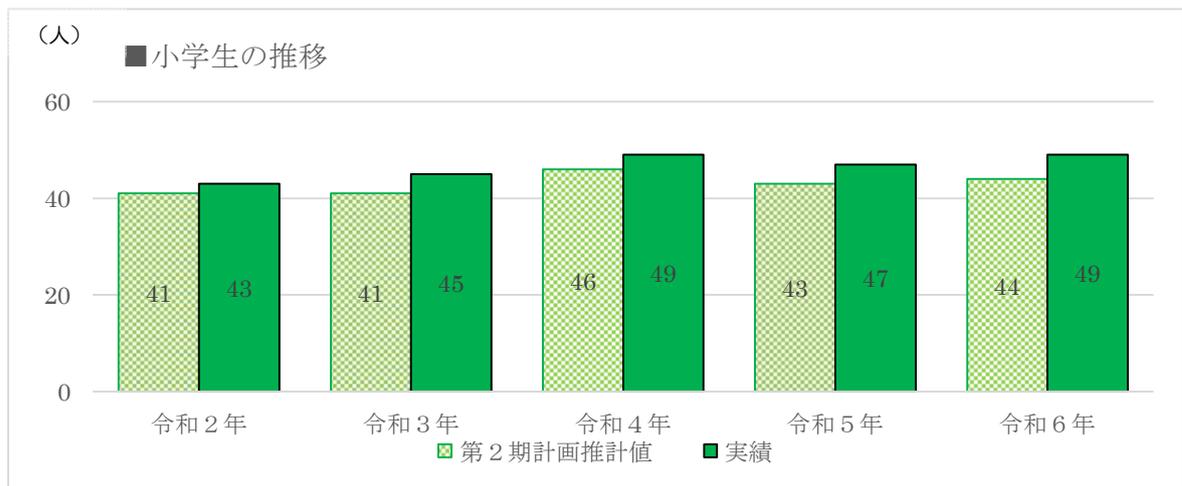
1 児童数の状況

島牧村子ども・子育て支援事業計画で推計した児童数を実績値と比較すると、就学前児童は実績が推計値を下回っている年もあり、増減を繰り返しています。

一方、小学生児童は実績が推計値を上回っており、就学前児童との合計で見ると、おおむね計画を上回る推移となりました。



資料：実績は住民基本台帳（各年4月1日現在）



資料：実績は住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 教育施設（幼稚園・認定こども園）

（1）1号認定（3歳以上／幼稚園・認定こども園）

村内には教育施設（幼稚園・認定こども園）がないため、1号認定の実績はありませんでした。

| 区分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計 画 | 量の見込み | 人 | 6 | 6 | 5 | 5 | 5 |
| | 確保方策 | | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 実 績 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

資料：実績は各年4月1日現在

（2）2号認定（3歳以上／保育所・認定こども園）

2号認定は保育所で受け入れを行っており、令和2年度以降の利用実績は量の見込みを上回って推移しました。

| 区分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計 画 | 量の見込み | 人 | 15 | 15 | 12 | 11 | 11 |
| | 確保方策 | | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| 実 績 | | | 28 | 27 | 19 | 20 | 16 |

資料：実績は各年4月1日現在

（3）3号認定（3歳未満／保育所・認定こども園）

3号認定のうち、0歳児はおおむね量の見込みと同数の実績であり、1・2歳児は令和4年・5年が見込みを上回る利用実績となっており、他の年度はおおむね量の見込みと同数となっている状況です。

①0歳

| 区分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計 画 | 量の見込み | 人 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 確保方策 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実 績 | | | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 |

資料：実績は各年3月末現在

②1・2歳

| 区分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計 画 | 量の見込み | 人 | 8 | 7 | 8 | 8 | 8 |
| | 確保方策 | | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 実 績 | | | 8 | 7 | 10 | 10 | 8 |

資料：実績は各年4月1日現在

3 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

(1) 利用者支援事業

認定こども園、保育所、幼稚園等の施設や地域の子育て情報を集約し、こどもや保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行うものです。本村では利用者支援事業としては実施せず、担当課による対応を行っています。

■利用者支援事業の実施箇所数

| 区分 | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画（量の見込み） | 箇所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実績 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本村では類似事業の「乳幼児育児相談」で受け入れを行っています。

■地域子育て支援拠点事業の延べ利用回数

| 区分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画 | 量の見込み | 人回/月 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 確保方策 | | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 実績 | | | 9 | 5 | 6 | 6 | 5 |

※年間延べ人数／12カ月

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■妊婦健康診査の健診回数

| 区分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画 | 量の見込み | 回 | 98 | 98 | 98 | 84 | 84 |
| | 確保方策 | | 98 | 98 | 98 | 84 | 84 |
| 実績 | | | 58 | 68 | 59 | 67 | 18 |

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■乳児家庭全戸訪問事業の訪問人数

| 区分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画 | 量の見込み | 人 | 7 | 7 | 7 | 6 | 6 |
| | 確保方策 | | 7 | 7 | 7 | 6 | 6 |
| 実績 | | | 7 | 5 | 4 | 6 | 4 |

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

■養育支援訪問事業の訪問人数

| 区分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画 | 量の見込み | 人 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 確保方策 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績 | | | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

本村には児童養護施設がないことから子育て短期支援事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

■子育て短期支援事業の延べ利用者数

| 区分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画 | 量の見込み | 人日 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 確保方策 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実績 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動を行う事業です。本村では子育て援助活動支援事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

■子育て援助活動支援事業の延べ利用者数

| 区分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画 | 量の見込み | 人日 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 低学年 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 高学年 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 確保方策 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実績 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 低学年 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 高学年 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | |

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において一時的な預かりや必要な保護を行う事業です。

本村では一時預かり事業を実施しておらず、実績はありませんでした。

■一時預かり事業（幼稚園型）の延べ利用者数

| 区分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画 | 量の見込み | 人日 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 確保方策 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実績 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■一時預かり事業（幼稚園型以外）の延べ利用者数

| 区分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画 | 量の見込み | 人日 | 30 | 29 | 27 | 26 | 25 |
| | 確保方策 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実績 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(9) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもを、通常の利用日と利用時間以外の日・時間に保育を行う事業です。本村では延長保育事業を実施しておらず、実績はありませんでした。

■延長保育事業の利用者数

| 区分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画 | 量の見込み | 人 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 確保方策 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実績 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(10) 病児保育事業

病気や病気回復期の病児や突然の発熱などで集団保育が困難な児童を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

本村では病児保育事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

■病児保育事業の延べ利用者数

| 区分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画 | 量の見込み | 人日 | 64 | 61 | 57 | 54 | 52 |
| | 確保方策 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実績 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が仕事などで昼間、家にいない家庭のこどもたち（小学生）に対して、放課後等に学校内の専用施設や余裕教室を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。

本村では平成27年度から放課後児童クラブ類似事業を開設し、小学生児童の受け入れを行っています。利用実績は年によって変動がありますが、おおむね量の見込みを上回る利用実績で推移しました。

■放課後児童健全育成事業の利用者数

| 区分 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
|----|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 計画 | 量の見込み | 人 | 20 | 18 | 18 | 16 | 18 | |
| | | | 低学年 | 15 | 15 | 13 | 15 | 15 |
| | | | 高学年 | 5 | 3 | 5 | 1 | 3 |
| | 確保方策 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | 低学年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 高学年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実績 | | 23 | 24 | 29 | 27 | 31 | | |
| | | 低学年 | 19 | 20 | 21 | 24 | 21 | |
| | | 高学年 | 4 | 2 | 8 | 3 | 8 | |

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「子ども・子育て支援法」では、市町村の責務として、こどもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

また、この法律の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、企業など、その他の社会のすべての分野において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないとされています。

本村では、子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、平成27年度から子ども・子育て支援事業計画を推進し、教育・保育施設や学校など、行政や専門機関の支援による子どもたちにとって良質な環境づくりに努めてきました。

また、令和元年度からスタートした「第五次島牧村総合計画」の子ども・子育て分野では、子育て支援のための保育の充実や、地域全体でこどもや保護者を支える仕組みづくりを進めるとともに、妊娠中から切れ目のない子育て環境の構築に努めることを基本方針として掲げています。

そのため、今後も村による子育て支援を充実させるとともに、家庭・地域社会・企業等、あらゆる主体が連携・協力して子育てに取り組むことが必要であると考えられます。

これらを踏まえ、本計画において次の基本理念を定めます。

基本理念

自然と地域が一体となって、こどもの健やかな成長を応援する

本村は豊かな自然に囲まれていることから、すべての子育て家庭が子育ての喜びを感じながらおらかな気持ちで育児ができる環境を目指します。

また、こうした環境で育つ子どもたちが健やかに成長し、本村で生まれ育ったことを誇りに思えるよう、地域と住民が一体となり、子育てを通じて優いつながりを持つとともに安心して子育てができる村を目指します。

2 基本目標

今後の子ども・子育て支援にあたっては、基本理念を受け、次の3つの視点を踏まえながら推進します。

(1) こどもの視点

次世代育成支援対策の推進においては、こどもの幸せを第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重されるように配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。このため、こどもの視点として以下のような方針を定めます。

輝く未来と無限の可能性を持つこどもの成長を第一に願い、「こどもにとっての幸せ」を考えた環境づくりを図ります。

(2) 次代の親づくりという視点

こどもは次代の親となるものとの認識のもと、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立ったこどもの健全育成のための取組を進める必要があります。このため、次代の親づくりの視点として以下のような具体的な方針を定めます。

こどもが親になったとき、子育てを楽しく思える、また子育ての喜びや生きがい、生命の尊さを若い世代に伝えられるような支援環境づくりを行います。

(3) 社会的視点

こどもを心身ともに健やかに育むためには、すべての家庭が安心して子育てができる環境整備が必要です。このため、すべてのこどもと家庭への支援の視点として、以下のような方針を定めます。

本計画では、社会全体で子育て家庭をサポートできる体制づくりを図ります。また、女性の社会進出の増加に伴い、子育てしながら働きやすい環境づくりを促進します。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援サービスの全体像

(1) 子ども・子育て支援給付

従来の「子どものための教育・保育給付」及び「児童手当等交付金」に加え、令和元年10月1日からの教育・保育の無償化に伴い新設された「子育てのための施設等利用給付」から構成され、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行います。

(2) その他のこども及びこどもを養育している者に必要な支援

市町村が独自に実施する各種事業が対象となる「地域子ども・子育て支援事業」及び「仕事・子育て両立支援事業」で構成され、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行うことができる制度となっています。

《子ども・子育て支援制度の概要》

| | | |
|--------------------------------|---|---------------------------------|
| 子ども・子育て支援給付 | こどものための教育・保育給付 | |
| | 施設型給付 | 幼稚園、保育所、認定こども園 |
| | 地域型保育給付 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育 |
| | 子育てのための施設等利用給付 | |
| 施設等利用費 | 認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、認可外保育施設、特別支援学校、一時預かり事業、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業 | |
| 児童手当等交付金 | | |
| 児童手当法等に基づく児童手当等の給付 | | |
| 養育している者に必要な支援 その他のこども及びこどもを | 地域子ども・子育て支援事業 | |
| | ①利用者支援事業 | ②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター） |
| | ③妊婦健康診査 | ④乳児家庭全戸訪問事業 |
| | ⑤養育支援訪問事業他 | ⑥産後ケア事業 |
| | ⑦妊婦等包括相談支援事業 | ⑧子育て短期支援事業（ショートステイ事業） |
| | ⑨子育て援助活動支援事業 | ⑩一時預かり事業 （ファミリー・サポート・センター事業） |
| | ⑪延長保育事業 | ⑫病児保育事業（病児・病後児保育事業） |
| | ⑬放課後児童クラブ （放課後児童健全育成事業） | ⑭実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| | ⑯児童育成支援拠点事業 | ⑰親子関係形成支援事業 |
| | ⑱子育て世帯訪問事業 | ⑲乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） |
| | 仕事・子育て両立支援事業 | |
| | 企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 | |

(3) こどものための教育・保育給付の認定区分

こどものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）に基づく幼稚園、保育所、認定こども園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）します。

| 認定区分 | 年齢 | 保育の必要性 | 主な利用施設 |
|------|-------|--------------------|------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上 | 保育の必要性なし | 幼稚園、認定こども園 |
| 2号認定 | | 保育の必要性あり (保育認定) | 保育所、認定こども園 |
| 3号認定 | 満3歳未満 | | 保育所、認定こども園、地域型保育 |

(4) 子育てのための施設等利用給付の認定区分

令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付を受けるにあたっては、下記の認定を受ける必要があります。

| 認定区分 | 支給要件 | 主な利用施設 |
|-------|--|--|
| 新1号認定 | ・新2号認定こども、新3号認定こども以外 | 幼稚園、特別支援学校等 |
| 新2号認定 | ・満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前のこども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの | 認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号） |
| 新3号認定 | ・満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前のこども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ・保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの | 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号） |

2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域で、教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定の際に需給調整の判断基準となります。

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

本村においては、第2期計画で設定した区域を継承し、教育・保育提供区域と地域子ども・子育て支援事業提供区域を村全体（1区域）として定めます。

3 児童人口の将来推計

計画期間の児童人口の推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえて将来の児童人口を推計しました。

就学前児童は緩やかな減少傾向、小学生児童は横ばい状態となる見込みとなっています。

■就学前児童数の推計値

| | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|----|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 0歳 | 5 | 5 | 5 | 5 | 3 | 5 |
| 1歳 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 | 2 |
| 2歳 | 8 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 |
| 3歳 | 4 | 8 | 3 | 3 | 2 | 2 |
| 4歳 | 8 | 4 | 8 | 3 | 3 | 2 |
| 5歳 | 4 | 8 | 4 | 8 | 3 | 3 |
| 合計 | 32 | 32 | 27 | 25 | 17 | 16 |

※住民基本台帳人口（各年4月1日現在）に基づくコーホート変化率法による推計

■小学生児童数の推計値

| | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 6歳 | 7 | 4 | 8 | 4 | 8 | 3 |
| 7歳 | 8 | 7 | 4 | 8 | 4 | 8 |
| 8歳 | 10 | 8 | 7 | 4 | 8 | 4 |
| 9歳 | 8 | 10 | 8 | 7 | 4 | 8 |
| 10歳 | 4 | 7 | 9 | 8 | 7 | 4 |
| 11歳 | 12 | 4 | 7 | 9 | 8 | 7 |
| 合計 | 49 | 40 | 43 | 40 | 39 | 34 |

※住民基本台帳人口（各年4月1日現在）に基づくコーホート変化率法による推計

4 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定及び2号認定

① 1号認定（3歳以上／幼稚園・認定こども園）

| | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み ① | 人 | 8 | 6 | 5 | 3 | 3 |
| 確保方策 ② | | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 過不足 (②-①) | | △2 | 0 | 1 | 3 | 3 |

② 2号認定（3歳以上／保育所・認定こども園）

| | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み ① | 人 | 12 | 9 | 9 | 5 | 4 |
| 確保方策 ② | | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| 過不足 (②-①) | | 3 | 6 | 6 | 10 | 11 |

【確保方策の考え方】

幼稚園及び認定こども園が村内にないため、1号認定及び2号認定ともに「島牧保育所」で受け入れることを確保方策とします。

これまでの入所児童数の実績を考慮すると、1号認定及び2号認定の総量の見込みに対する供給量を確保できる見込みですが、今後も保育士の確保を推進し、現状の受け入れ態勢の維持・充実に努めます。

(2) 3号認定（3歳未満／保育所・認定こども園）

①0歳

| | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み ① | 人 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保方策 ② | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 過不足 (②-①) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

②1歳

| | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み ① | 人 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 確保方策 ② | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 過不足 (②-①) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

③2歳

| | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み ① | 人 | 7 | 3 | 5 | 5 | 5 |
| 確保方策 ② | | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 過不足 (②-①) | | 0 | 4 | 2 | 2 | 2 |

【確保方策の考え方】

3号認定は「島牧保育所」での受け入れを確保方策とします。

これまでの入所児童数の実績を考慮すると、量の見込みに対する供給量を確保できる見込みですが、今後も保育士の確保を推進し、現状の受け入れ態勢の維持・充実に努めます。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

こどもとその保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■利用者支援事業の実施箇所数

| 区分 | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 箇所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 基本型・特定型 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 母子保健型 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

本村では令和5年度から子育て世代包括支援センターを設置し、担当課にて一元的な子育て支援窓口として子育てに関する相談・助言等に対応するほか、虐待への予防的な対応などの地域の子育て支援に取り組んでおりますが、令和8年度からはこども家庭庁にて新たに創設された「こども家庭センター型」としての対応を検討します。

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■地域子育て支援拠点事業の利用者数

| 区分 | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み ① | 人回/月 | 5 | 5 | 5 | 3 | 5 |
| 確保方策 ② | | 5 | 5 | 5 | 3 | 5 |
| 過不足 (②-①) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

当事業の類似事業である「乳幼児育児相談」での受け入れを確保方策とします。

これまでの受け入れ実績から、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しであるため、今後も「乳幼児育児相談」の継続に努めます。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■妊婦健康診査の実施回数

| 区分 | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み ① | 回 | 60 | 60 | 60 | 36 | 60 |
| 確保方策 ② | | 60 | 60 | 60 | 36 | 60 |
| 過不足 (②-①) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。妊婦健康診査の全回数を助成することで、経済的な負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てられる体制を継続していきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■乳児家庭全戸訪問事業の訪問件数

| 区分 | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み ① | 人 | 5 | 5 | 5 | 3 | 5 |
| 確保方策 ② | | 5 | 5 | 5 | 3 | 5 |
| 過不足 (②-①) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。保健師が村内のすべての乳幼児家庭を訪問し、母子の健康状態の把握や相談・支援を行います。

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

■養育支援訪問事業の訪問件数

| 区分 | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み ① | 人 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保方策 ② | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 過不足 (②-①) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。

(6) 産後ケア事業

妊娠届等により把握し、出生後に体調や育児に不安を抱える保護者に対して、助産院等の助産師が訪問、または保護者が通所・宿泊し、相談や授乳指導、赤ちゃんのお世話の仕方などの支援を行う事業です。

■産後ケア事業の利用件数

| 区分 | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み① | 人 | 8 | 8 | 8 | 4 | 8 |
| 訪問型 | | 6 | 6 | 6 | 4 | 6 |
| 通所型 | | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 宿泊型 | | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 確保方策② | | 8 | 8 | 8 | 4 | 8 |
| 訪問型 | | 6 | 6 | 6 | 4 | 6 |
| 通所型 | | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 宿泊型 | | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 過不足(②-①) | | | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。保健師が保護者のニーズ等の把握に努め、助産院等の支援が円滑に受けられるよう調整を図ります。

(7) 妊婦等包括相談支援事業

令和5年度から令和6年度にかけて、伴走型相談支援事業として行っていたもので、乳妊娠期から子育て期までの母子保健及び育児に関する様々な悩み等に対応するため、保健師等の専門職が総合的相談支援を実施し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び健康に関する包括的な支援を行う事業です。

■妊婦等包括相談支援事業の利用件数

| 区分 | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み ① | 人 | 5 | 5 | 5 | 3 | 5 |
| 確保方策 ② | | 5 | 5 | 5 | 3 | 5 |
| 過不足(②-①) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。

(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

■子育て短期支援事業の延べ利用者数

| 区分 | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み ① | 人日 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保方策 ② | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 過不足 (②-①) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

本村には児童福祉施設がなく、子育て短期支援事業を実施する体制を整備することが難しい状況にあります。量の見込みの推計では、計画期間内において子育て短期支援事業の利用はないと見込んでいますが、本事業を必要とする保護者が出てきた場合には、近隣で本事業を実施している自治体との調整を行うなどの対応を検討します。

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■子育て援助活動支援事業の延べ利用者数

| 区分 | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み ① | 人日 | 59 | 64 | 60 | 57 | 50 |
| 低学年 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 高学年 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保方策 ② | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 過不足 (②-①) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

本村では提供体制の確保が難しいと考えられることや、利用ニーズもないと考えられることから、計画期間内における事業の実施は見送ることとしますが、計画期間中に本事業を必要とする保護者が出てきた場合には、ニーズを踏まえ対応を検討します。

(10) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において一時的な預かりや必要な保護を行う事業です。

■一時預かり（幼稚園型）の延べ利用者数

| 区分 | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み ① | 人日 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保方策 ② | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 過不足(②-①) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■一時預かり（幼稚園型以外）の延べ利用者数

| 区分 | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み ① | 人日 | 80 | 67 | 61 | 39 | 37 |
| 確保方策 ② | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 過不足(②-①) | | △80 | △67 | △61 | △39 | △37 |

【確保方策の考え方】

本村には幼稚園がないため、幼稚園型の一時預かりは実施していません。

幼稚園型以外の一時預かりは保育所での実施が考えられますが、現状は提供体制の確保が困難であると考えられるため、計画期間内における事業の実施は難しい状況にあります。

今後は、保育所における保育事業の受け入れ体制の確保を優先し、計画期間における本事業の実施は見送ることとしますが、計画期間中に本事業を必要とする保護者が出てきた場合には、ニーズを踏まえ対応を検討します。

(11) 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間を超えての保育を実施する事業です。

■延長保育事業の利用者数

| 区分 | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み ① | 人 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保方策 ② | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 過不足(②-①) | | △1 | △1 | △1 | △1 | △1 |

【確保方策の考え方】

現在は勤務可能な保育士等の確保が困難な実情から、開所時間の延長は行っていません。本事業は利用ニーズがわずかながらある状況ですが、計画期間における本事業の実施は見送ることとしますが、計画期間中に本事業を必要とする保護者が出てきた場合には、ニーズを踏まえ対応を検討します。

(12) 病児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

■病児保育事業の延べ利用者数

| 区分 | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み ① | 人日 | 2,375 | 2,004 | 1,856 | 1,262 | 1,188 |
| 確保方策 ② | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 過不足 (②-①) | | △2,375 | △2,004 | △1,856 | △1,262 | △1,188 |

【確保方策の考え方】

本事業は利用ニーズがある状況ですが、本村の保育施設及び医療施設は、病児保育事業を行うための設備が整っておらず、必要となる人材の確保も困難な状況にあるため、計画期間における本事業の実施は見送ることとしますが、計画期間中に本事業を必要とする保護者が出てきた場合には、近隣自治体との調整を行うなどの対応を検討します。

(13) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

■放課後児童健全育成事業の利用者数

| 区分 | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み ① | 人 | 27 | 30 | 27 | 26 | 21 |
| 1年生 | | 4 | 8 | 4 | 8 | 3 |
| 2年生 | | 7 | 4 | 8 | 4 | 8 |
| 3年生 | | 8 | 7 | 4 | 7 | 4 |
| 4年生 | | 6 | 8 | 7 | 3 | 5 |
| 5年生 | | 2 | 2 | 3 | 3 | 0 |
| 6年生 | | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保方策 ② | | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| 過不足 (②-①) | | 3 | 0 | 3 | 4 | 9 |

【確保方策の考え方】

放課後児童クラブでの受け入れを確保方策とします。現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

住民ニーズなどを把握するとともに、必要とされる助成について今後検討を進めます。

(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、又は運営を促進するための事業です。

新規参入を希望する事業者が出た場合に相談、助言等を行います。

(16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に関する課題を抱える児童について、児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業で、令和6年度より、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられました。住民ニーズなどを把握するとともに、今後の実施に向けて調査や検討を行います。

(17) 親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業で、令和6年度より、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられました。住民ニーズなどを把握するとともに、今後の実施に向けて調査や検討を行います。

(18) 子育て世帯訪問事業

家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、ヘルパーを派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う事業です。住民ニーズなどを把握するとともに、今後の実施に向けて調査や検討を行います。

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育施設等に通園していない児童を対象に、保護者の就労の有無にかかわらず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度です。児童が保護者の方と一緒に施設を定期的に利用し、他の児童との関わりや、園の先生とふれあい遊びや集団遊び等、年齢に合った遊びが経験できる事業です。また、保育士や教諭に子育てに関する疑問や悩みも相談できます。令和7年度より、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、令和8年度より本格実施となる予定です。

6 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、新制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国においても、普及に向けた取組が進められています。

現保育所から認定こども園への移行については課題が多いため、従来から検討が進められている保育所移転を見据えた総合的な計画の中で検討していきます。

(2) 質の高い教育・保育についての基本的考え方

幼児期の教育・保育は、こどもたちの「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基盤を培う極めて重要なものであることから、こどもの発達に応じた質の高い教育・保育の提供に努めます。また、支援を必要とするこどもに対しては、島牧村障がい児福祉計画等との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。

(3) 保育所と小学校等との連携の推進

こどもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の保育は、その後の学校教育の基盤を培う重要なものであることから、保育所は幼児期の保育環境の充実を図るとともに、小学校等と連携し、円滑な小学校教育へつながるよう努めていきます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

(1) 適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、その利用料金は償還払いを基本とします。給付にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や手続き等の利便性にも配慮しながら、公正かつ適正な給付に努めます。

(2) 都道府県との連携の方策

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使に関して、円滑に制度を推進するため必要に応じて北海道との連携を図ります。

北海道との連携においては、北海道に対して施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には北海道に協力を要請し、適切な対応を行います。

8 関連施策の推進

(1) 地域における子育ての支援

こどもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人々が安心して子育てができるよう、こどもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

子育て家庭が必要とする情報の提供や、地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源等の活用により家庭と地域の子育て力の向上、地域資源等の活用により家庭と地域の子育て力の向上に取り組みます。

《主な取組》

- ・ 保育所サービスの充実
- ・ 子育て支援サービスの充実
- ・ 子育て支援ネットワークづくり

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

親が安心して子どもを産み、またすべてのこどもが健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、こどもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。

また、思春期保健対策や母性、父性の育成を推進し、次代の親づくりとなる基盤の構築に取り組みます。

《主な取組》

- ・ 母子、思春期保健の確保と小児医療等の充実
- ・ 食育の推進
- ・ 妊婦、出産に関する安全性と快適さの確保
- ・ 妊娠、出産、子育て支援の切れ目のない支援

(3) こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手であるこどもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

学校・家庭・地域等地域資源のネットワークにより、こどもを産み育てることのできる喜びを実感できる仕組みづくりを展開するとともに、こどもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

《主な取組》

- ・ 健やかに産み育てる環境づくり
- ・ こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ・ 次代の親の育成
- ・ 学校の教育環境の整備
- ・ 有害環境対策の推進

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、快適な居住空間や安心してのびのびと活動できる環境を整備します。

さらに安全・安心して外出することができる道路交通環境の整備を推進し、子育ての実態に配慮し、これを支援する総合的なまちづくりに取り組みます。

《主な取組》

- ・子育てを支援する生活環境の整備
- ・良好な住宅環境の確保
- ・安全・安心なまちづくりの推進
- ・各種保育施設、医療費などへの助成

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就業体制を見直し、男女がお互いに協力しながら子育てを行える働きやすい環境を整備します。

さらに、国、道、事業主、関係団体と連携を図りながら広報・啓蒙活動を推進します。

《主な取組》

- ・男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現
- ・仕事と子育ての両立の推進

(6) こども等の安全の確保

核家族化等の進行に伴い、隣近所との関わりは以前より薄まり、また犯罪の増加、凶悪化など、こどもを取り巻く環境は悪化し、こどもの安全は脅かされています。

こどもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関等と連携した活動を推進し、こどもの一人歩きに不安を感じなくても済むまちづくりに取り組みます。

《主な取組》

- ・交通安全の推進
- ・犯罪等の被害防止活動
- ・被害にあったこどもの保護の推進

(7) 支援を必要とする児童等への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待の防止対策や母子家庭等への自立支援、障がいのあるこどもへの支援を必要とする家庭やこどもに対して、充実した支援体制を整備するとともに、こうした状況に置かれた家庭やこどもへの無理解・無関心を根絶し、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

《主な取組》

- ・児童虐待に関する相談体制の整備
- ・ひとり親家庭の自立支援の推進
- ・障がい児施策の充実
- ・障がいのある児童への教育の充実

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 庁内体制の整備

本計画の推進にあたっては、施策にかかわる関係部局が連携・協力し、横断的な取組を積極的に進めます。

(2) 地域における取組や活動との連携

こどもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を核とし、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

(3) 村民及び企業等への広報・啓発

社会全体で子育て支援に取り組むために、村民や企業、関係団体等が計画の基本理念を共有し、地域がこどもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識を持って主体的に取り組めるよう、計画内容の広報・啓発に努めるとともに、村外に対してもホームページなどを活用し、情報発信を行います。

2 計画の点検・評価・改善

(1) 計画の点検・評価と見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、毎年度の進捗状況・成果を点検するとともに、島牧村地域保健福祉計画策定委員会で協議しながら、計画の着実な推進を図ります。なお、状況の変更等により計画の見直しの必要が生じたときには、島牧村地域保健福祉計画策定委員会で協議の上、見直しを行うことができることとします。

(2) 計画の公表、村民意見の反映

ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、村民への浸透を図ります。また、機会をとらえて村民意見を把握し、村民目線を生かした施策・事業の推進を図ります。

島牧村 子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和7年3月

編集 島牧村役場福祉課

〒048-0621 島牧郡島牧村字泊29番地1

電話：0136-75-6001

Fax：0136-79-2002